

第百四十二回国会 参議院 大蔵委員会 会議録第三号

平成九年十一月十八日(火曜日)
午後零時五十分開会

委員の異動

十月十六日

辞任

渡辺 孝男君

補欠選任

海野 義孝君

十月十七日

辞任

菅野 久光君

補欠選任

久保 亘君

十一月四日

辞任

金田 勝年君

補欠選任

木宮 和彦君

十一月五日

辞任

木宮 和彦君

補欠選任

金田 勝年君

十一月六日

辞任

牛嶋 正君

補欠選任

渡辺 孝男君

十一月十二日

辞任

牛嶋 正君

補欠選任

渡辺 孝男君

十一月十三日

辞任

渡辺 孝男君

補欠選任

牛嶋 正君

十一月十七日

辞任

鈴木 和美君

補欠選任

上山 和人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

石川 弘君

河本 英典君

橋崎 泰昌君

委員

牛嶋 正君

峰崎 直樹君

上山 和人君

大河原太一郎君

金田 勝年君

清水 達雄君

西田 吉宏君

野村 五男君

松浦 孝治君

海野 義孝君

白浜 一良君

直嶋 正行君

久保 亘君

志苦 裕君

笠井 亮君

三塚 博君

大蔵大臣

大蔵省主税局長

薄井 信明君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

小川 正二君

大蔵省主税局長

去る十月十六日、渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君が選任されました。

また、去る十月十七日、菅野久光君が委員を辞任され、その補欠として久保亘君が選任されました。

また、昨日、鈴木和美君が委員を辞任され、その補欠として上山和人君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっております。

○委員長(石川弘君) 御異議ないかと認めます。

それでは、理事に牛嶋正君及び上山和人君を指名いたします。

○委員長(石川弘君) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十月十六日、渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君が選任されました。

また、去る十月十七日、菅野久光君が委員を辞任され、その補欠として久保亘君が選任されました。

また、昨日、鈴木和美君が委員を辞任され、その補欠として上山和人君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっております。

○委員長(石川弘君) 御異議ないかと認めます。

それでは、理事に牛嶋正君及び上山和人君を指名いたします。

○委員長(石川弘君) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十月十六日、渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君が選任されました。

また、去る十月十七日、菅野久光君が委員を辞任され、その補欠として久保亘君が選任されました。

また、昨日、鈴木和美君が委員を辞任され、その補欠として上山和人君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっております。

○委員長(石川弘君) 御異議ないかと認めます。

それでは、理事に牛嶋正君及び上山和人君を指名いたします。

○委員長(石川弘君) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十月十六日、渡辺孝男君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君が選任されました。

さきの通常国会において成立した改正外為法が来々四月より施行されます。政府は、国境を越える資金移動の活性化・多様化に対応し、所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的として、対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、一定の国外送金等について、その調査の提出等に関する制度を整備することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、銀行等の金融機関または郵政官署は、一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外からの送金等の受領について一定の事項を記載した調査書を税務署長に提出することとしております。

次に、国外送金等をする者は、一定の場合を除き、その氏名または名称、住所等を記載した告知書を金融機関の営業所等または郵便局の長に提出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名または名称及び住所を公的書類等により確認することとしております。

また、当該調査書の提出に関する調査に係る税務職員の間接検査権、当該調査書の提出義務違反等についての罰則等所要の規定を設けることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者または外国法人が民間国外債等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、銀行等の金融機関または郵政官署は、一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外からの送金等の受領について一定の事項を記載した調査書を税務署長に提出することとしております。

次に、国外送金等をする者は、一定の場合を除き、その氏名または名称、住所等を記載した告知書を金融機関の営業所等または郵便局の長に提出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名または名称及び住所を公的書類等により確認することとしております。

また、当該調査書の提出に関する調査に係る税務職員の間接検査権、当該調査書の提出義務違反等についての罰則等所要の規定を設けることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者または外国法人が民間国外債等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、銀行等の金融機関または郵政官署は、一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外からの送金等の受領について一定の事項を記載した調査書を税務署長に提出することとしております。

次に、国外送金等をする者は、一定の場合を除き、その氏名または名称、住所等を記載した告知書を金融機関の営業所等または郵便局の長に提出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名または名称及び住所を公的書類等により確認することとしております。

また、当該調査書の提出に関する調査に係る税務職員の間接検査権、当該調査書の提出義務違反等についての罰則等所要の規定を設けることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者または外国法人が民間国外債等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、銀行等の金融機関または郵政官署は、一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外からの送金等の受領について一定の事項を記載した調査書を税務署長に提出することとしております。

次に、国外送金等をする者は、一定の場合を除き、その氏名または名称、住所等を記載した告知書を金融機関の営業所等または郵便局の長に提出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名または名称及び住所を公的書類等により確認することとしております。

また、当該調査書の提出に関する調査に係る税務職員の間接検査権、当該調査書の提出義務違反等についての罰則等所要の規定を設けることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者または外国法人が民間国外債等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、銀行等の金融機関または郵政官署は、一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外からの送金等の受領について一定の事項を記載した調査書を税務署長に提出することとしております。

次に、国外送金等をする者は、一定の場合を除き、その氏名または名称、住所等を記載した告知書を金融機関の営業所等または郵便局の長に提出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名または名称及び住所を公的書類等により確認することとしております。

また、当該調査書の提出に関する調査に係る税務職員の間接検査権、当該調査書の提出義務違反等についての罰則等所要の規定を設けることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者または外国法人が民間国外債等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、銀行等の金融機関または郵政官署は、一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外からの送金等の受領について一定の事項を記載した調査書を税務署長に提出することとしております。

次に、国外送金等をする者は、一定の場合を除き、その氏名または名称、住所等を記載した告知書を金融機関の営業所等または郵便局の長に提出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名または名称及び住所を公的書類等により確認することとしております。

また、当該調査書の提出に関する調査に係る税務職員の間接検査権、当該調査書の提出義務違反等についての罰則等所要の規定を設けることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、非居住者または外国法人が民間国外債等の利子を受け取る場合の非課税制度に関し、一定の手続がとられた場合にはその利子について所得税を課さないこととする等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、銀行等の金融機関または郵政官署は、一定金額を超えるその顧客の国外送金及び国外からの送金等の受領について一定の事項を記載した調査書を税務署長に提出することとしております。

次に、国外送金等をする者は、一定の場合を除き、その氏名または名称、住所等を記載した告知書を金融機関の営業所等または郵便局の長に提出し、当該提出を受ける長は、その者の氏名または名称及び住所を公的書類等により確認することとしております。

し上げます。

まず、非居住者または外国法人が利子を受け取る場合において、その者の氏名、住所等を記載した申告書が提出されたとき、または、非居住者または外国法人から債券の保管の委託を受けている金融機関からの情報に基づき作成された確認書が提出されたときは、その利子について非課税とし、利子支払い者による源泉徴収を免除することとしております。

また、利子受領者に関する情報の開示をすることができない指定国で発行された民間国外債等の利子についても非課税とする特例を設けることとしております。

これらの措置につきましては、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債等について適用することとしております。

以上が内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(石川弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

十月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円
の創設に関する請願(第三二三号)(第三二七号)

第三二三号 平成九年十月二十三日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願

請願者 山梨県大月市駒橋一ノ二ノ二七

岩田陽三

紹介議員 志村 哲良君

個人事業主の所得の中には勤労の対価としての所得があることは否定できない事実である。昭和二十四年のシャープ勧告も、給与所得控除の前身としての勤労控除に「個人の勤労年数の消耗に対する一種の減価償却であり、勤労による努力および余暇の犠牲に対する報酬」という性格があることを挙げ、所得の大部分が個人の努力によって得られるという点では給与所得者と個人事業者は同じであり、勤労控除は個人事業者にも適用されるべきものであると勧告している。ところが現在、サラリーマンには課税されない個人事業税では、個人事業者の勤労性所得の存在に配慮し、勤労性所得部分を概算的に控除する事業主控除(現行二百七十万円)が認められているが、青色事業主の勤労に対する唯一の税制として、個人事業主と法人事業主間の税負担の差を縮小し、個人企業経営の近代化に資するために所得税、住民税においても創設された「みなし法人課税制度」は不公平税制のレッテルをはられ、廃止されている。このため現行税制においては、個人企業と法人企業の税負担の不均衡は大きく、税負担の軽減を求めた不自然な法人企業の設立、いわゆる「法人成り」の著しい増加を招いている。ついで、不況下の個人企業の近代化に資するとともに、申告納税制度の中核をなす青色申告制度の一層の普及・発展を図るため、次の事項について実現を図りたい。

一、個人事業主の勤労性を認めた「小規模企業税制」の確立を前提に、平成十年度の税制改正において、青色申告者に対する「勤労所得控除六十五万円」を所得税法の本法に創設すること。

第三二七号 平成九年十月二十三日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願

請願者 静岡市駒形通四ノ五ノ一六 大塩 清

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

十一月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(第三六八号)

一、酒販免許制度の堅持等に関する請願(第三六九号)(第三八〇号)

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(第三八一号)(第四〇六号)(第四一八号)(第四二五号)

第三六八号 平成九年十月二十七日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願

請願者 名古屋市中区筒井三ノ一ノ二三 榊原邦大

紹介議員 鈴木 政二君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第三六九号 平成九年十月二十七日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 川崎市川崎区京町一ノ一六ノ六 大室享 外二千七十八名

紹介議員 斎藤 文夫君

酒類の販売免許制度の累次の規制緩和措置を通じて、既に消費者利便や参入機会の増大等は十分に図られている。そして、酒販店の大多数を占める中小の小売酒販店は厳しい経営状況の中、酒販免許業者としての社会的責務を認識し、自主的に現行酒自販機の撤廃、対面販売の推進、リサイクル活動等の取組を行っている。しかしながら、最近の未成年者飲酒や少年犯罪等、飲酒環境の悪化には目を覆うものがあり、その背景として行き過ぎともいえる規制緩和の弊害を指摘する声もある。

本年六月、中央酒類審議会が「酒販免許制度等の在り方について」と題する答申を国税庁長官に提出した。今日、酒類は高額、高率な酒税を担う財

政物資であるとともに、社会的規制の必要な致酔性飲料として特別な商品であり、また、酒税法に根拠を置く酒販免許制度については、酒税の円滑な転嫁の確保や通脱(ぼた)の防止等酒税の保全を図る一方で、酒類の社会的規制の面においても一定の役割を果たしている。答申の取扱いに当たっては、酒販免許制度の役割についての正しい理解の上に立ち、酒類業界のみならず国民生活に大きな影響を及ぼすことを考慮し、立法府において十分検討するとともに、行政において慎重に対応するよう求める。ついで、次の措置を採らねばならない。

一、酒販免許制度については、酒税の保全のみならず社会的規制の観点からも重要な役割を果たしていることを踏まえ、今後ともこれを堅持すること。

二、致酔性、依存性を有する酒類の商品特性にかんがみ、過度の飲酒等が人々の安全、健康面に及ぼす影響や心身の成長過程にある未成年者に及ぼす影響が特に心配されるため、幅広い観点からの社会的規制の在り方について検討すること。

三、大型店舗についての特例免許や歴史的使命を終えた輸入酒フェアに関する臨時免許及び営業の譲受け等に係る特例的取扱等の特例措置については、速やかに整理、縮小すること。

四、酒類市場における中小事業者等に不当な不利益を及ぼす不正な取引に対しては、関係行政機関が厳正、迅速に対処する等、公正な競争秩序の確保を図ること。

五、厳しい経営環境の下にある酒類小売業者が、全国各地域において共同化その他構造改善事業に取り組んでいるが、これらに対し、積極的な支援策を講ずること。

第三八〇号 平成九年十月二十八日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 大阪府中央区今橋三ノ二ノ二二 藤澤徳男 外二百三十九名

紹介議員 谷川 秀善君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三八一号 平成九年十月二十八日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願

請願者 静岡県清水市旭町五ノ一 石野

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四〇六号 平成九年十月二十九日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市坂井町二ノ一ノ二

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四一八号 平成九年十月二十九日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願

請願者 長野市七瀬中町二七六 青沼欣一

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四二五号 平成九年十月三十日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町三ノ二

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案

第五部 大蔵委員会会議録第三号 平成九年十一月十八日【参議院】

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律案
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調査の提出等に関する制度を整備し、もつて所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

三 金融機関 銀行その他の政令で定める金融機関をいう。

四 国外送金 金融機関又は郵政官署が行う為替取引によつてされる国内から国外へ向けた支払(輸入貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く)をいう。

五 国外からの送金等の受領 金融機関若しくは郵政官署が行う為替取引によつてされる国外から国内へ向けた支払の受領(輸出貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く)又は金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの(国外において支払がされるものに限る)の買取りに係る対価の受領(輸出貨物に係る荷為替手形その他の大蔵省令で定める書類の買取りに係るものを除く)をいう。

六 郵便局等 郵便局及び貯金事務センターをいう。

七 本人口座 金融機関の営業所若しくは事務

所(国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。)又は郵便局等に本人の名義で開設されている預金又は貯金の口座(これらの口座に類する口座として大蔵省令で定める口座を含む)で、当該金融機関の営業所等の長又は郵便局等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所)を確認しているものをいう。

(国外送金等をする者の告知書の提出等)

第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人、銀行、証券業者その他の政令で定めるもの(次条第一項において「公共法人等」という。)を除く)は、その国外送金又は国外からの送金等の受領(以下「国外送金等」という。)がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書(以下「告知書」という)を、その国外送金等をする際、その国外送金等をする者(以下「送金者」という)に提出する。以下この項及び次条第一項において「送金原因」という。)その他の大蔵省令で定める事項

一 国外からの送金等の受領をする者の場合

その者の氏名又は名称及び住所、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の大蔵省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする者の場合

その者の氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項

三 前項に規定する特定送金とは第一号に掲げる国外送金をいい、同項に規定する特定受領とは第二号に掲げる国外からの送金等の受領をいう。

一 その国外送金をする者の本人口座からの振替によりされる国外送金その他これに準ずる国外送金として政令で定めるもの

二 その国外からの送金等の受領をする者の本人口座においてされる国外からの送金等の受領その他これに準ずる国外からの送金等の受領として政令で定めるもの

三 第一項前段の場合において、同項の告知書が取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に提出されたものとみなす。

四 前項に定めるもののほか、第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外送金等調査の提出)

第四条 金融機関又は郵政官署は、その顧客(公

所等の長。以下この項において同じ。)にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 国外送金をする場合

その者の氏名又は名称及び住所、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の大蔵省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする者の場合

その者の氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項

三 前項に規定する特定送金とは第一号に掲げる国外送金をいい、同項に規定する特定受領とは第二号に掲げる国外からの送金等の受領をいう。

一 その国外送金をする者の本人口座からの振替によりされる国外送金その他これに準ずる国外送金として政令で定めるもの

二 その国外からの送金等の受領をする者の本人口座においてされる国外からの送金等の受領その他これに準ずる国外からの送金等の受領として政令で定めるもの

三 第一項前段の場合において、同項の告知書が取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に提出されたものとみなす。

四 前項に定めるもののほか、第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外送金等調査の提出)

第四条 金融機関又は郵政官署は、その顧客(公

所等の長。以下この項において同じ。)にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 国外送金をする場合

その者の氏名又は名称及び住所、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の大蔵省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする者の場合

その者の氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項

三 前項に規定する特定送金とは第一号に掲げる国外送金をいい、同項に規定する特定受領とは第二号に掲げる国外からの送金等の受領をいう。

一 その国外送金をする者の本人口座からの振替によりされる国外送金その他これに準ずる国外送金として政令で定めるもの

二 その国外からの送金等の受領をする者の本人口座においてされる国外からの送金等の受領その他これに準ずる国外からの送金等の受領として政令で定めるもの

三 第一項前段の場合において、同項の告知書が取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に提出されたものとみなす。

四 前項に定めるもののほか、第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外送金等調査の提出)

共法人等を除く。以下この項において同じ。）が当該金融機関の営業所等又は郵便局等を通じてする国外送金等（その金額が政令で定める金額以下のものを除く。）に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書（以下「国外送金等調書」という。）を、その為替取引を行った日として大蔵省令で定める日の属する月の翌月末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等又は郵便局等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 国外送金の場合 その国外送金をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所、その国外送金をした金額、その国外送金に係る前条第一項の告知書に記載されている送金原因その他の大蔵省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領の場合 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所（国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等若しくは郵便局等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号）、その国外からの送金等の受領をした金額その他の大蔵省令で定める事項

2 金融機関又は郵政官署は、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の大蔵省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合において、当該磁気テープ等については、これを国外送金等調書とみなして、この法律の規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、国外送金等調書の提出の特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(当該職員の質問検査権)

第五條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調書を提出する義務がある者（当該国外送金等調書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。）に質問し、又はその者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬといふ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等若しくは郵便局等の長に提出せず、又は当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等若しくは郵便局等の長に提出したとき。

二 国外送金等調書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は国外送金等調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出したとき。

三 第五條第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ

若しくは忌避したとき。

四 第五条第一項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示したとき。

第八条 国外送金等調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 法人（人格のない社団等）（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第七条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（国外送金等調書の提出に関する経過措置）

第二条 第四条の規定は、平成十年四月一日以後にされる国外送金等について適用する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（民間国外債等の利子の課税の特例）

第六条 内国法人は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債（内国法人が国外において発行した債券

四 第五条第一項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示したとき。

第八条 国外送金等調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 法人（人格のない社団等）（法人税法第二条

第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項において同じ。の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第七条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第 二 条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(国外送金等調書の提出に関する経過措置)

第二条 第四条の規定は、平成十年四月一日以後にされる国外送金等について適用する。

租税特別措置法(昭和三十三年法律二十六号)の一部を次のように改正する。
第六条を次のように改める。
(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六條 内国法人は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された民間国外債(内国法人が国外において発行した債券

で、その利子の支払が国外において行なわれるものをいう。第十一項において同じ。）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下こ

の条において「一般民間国外債」という。につき支払を受けるべき利子（第三条の第三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行した一般民間外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付し

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けた

るべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第百條第一項中「又

は賞金」とあるのは、若しくは賞金又は租税特別措置法第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは、「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこ

の項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その

他大蔵省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者（当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この項、第七項及び第十項において「支払の取扱者」という。）を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

5 所得税法第二百二条の規定は、前項ただし書に規定する利子については、適用しない。

6 第四項の場合において、非課税適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項に規定する利子の支払をする者においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

7 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債のうち特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者（以下この項において「保管支払取扱者」という。）で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子（第三項の第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受けるべき者につ

き次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他大蔵省令で定める事項（以下この項及び第十四項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し）通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した書類（当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限り。第九項及び第十四項において「利子受領者確認書」という。）を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

一 当該利子の支払を受けるべき者がすべて非居住者又は外国法人である場合、その旨
二 当該利子の支払を受けるべき者に居住者又は内国法人が含まれている場合、当該利子の支払を受けるべき者のうち非居住者又は外国法人がその支払を受けるべき金額
8 第四項本文及び前二項の規定は、金融機関又は証券業者で政令で定めるもの（内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。）が平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された一般民間国外債の利子（第三項の第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項本文中「国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは、本店又は主たる事務所」と、前項各号中「非居住者又は外国法人」とあるのは、「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、「内国法人」とあるのは、「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と読み替へるものとする。

9 第七項に規定する特定民間国外債とは、次に掲げる要件を満たしている一般民間国外債をいう。
一 当該一般民間国外債の発行をする者が締結する引受契約等（債券の発行に係る引受け、募集又は売出しの取扱いはその他これらに準ずるもの（以下この号において「引受け等」という。）に関する契約をいう。）に、当該一般民間国外債の引受け等を行う者は、当該一般民間国外債を居住者及び内国法人（国内金融機関等を除く。）に対して当該引受契約等に基づき募集又は売出し、募集又は売出しの取扱いはその他これらに準ずるものにより取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあること。

二 当該一般民間国外債の券面及びその発行に係る目録見書に、居住者又は内国法人が当該一般民間国外債の利子の支払を受ける場合（国内金融機関等については、前項において準用する第四項本文及び第六項の規定によりその者による非課税適用申告書の提出がある場合又は前項において準用する第七項の規定により当該一般民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合を除く。）には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る利子について所得税が課される旨の記載があること。
イ 居住者又は内国法人が支払を受ける場合（ロに掲げる場合を除く。）その支払を受けるべき金額
ロ 第三項の第三項に規定する公共法人等又は金融機関若しくは証券業者等が同項に規定する国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（これらの者による同

項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）その支払を受けるべき金額から同項に規定する政令で定める金額を控除した金額
三 その他政令で定める要件
10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された指定民間国外債につき支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

11 前項に規定する指定民間国外債とは、その国の法令又は慣行により利子の支払の取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であつてその開示をすることができないうことについて国際的にも容認されていると認められるものうち政令で定める国以下この項において「指定国」という。）において発行された民間国外債であつて、その利子の支払が当該指定国において行われることその他の政令で定める要件を満たしているものをいう。

12 所得税法第二百二条の規定は、第十項ただし書に規定する利子については、適用しない。

13 前各項の規定は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に発行された外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六項第一項民間国外債等の利子の課税の特例」とあるのは、「第六項第十三項外貨債の利子の課税の特例」において準用する同条第一項と読み替へるものとする。

14 第三項に定めるもののほか、非課税適用申告書に記載された事項の確認のための手続その他

の非課税適用申告書の提出に関する事項、利子受領者情報の通知並びにその通知に係る情報の保存及び管理に関する事項、利子受領者情報の通知があつた場合において当該利子受領者情報に変更がないときにおけるその通知の省略の特例、利子受領者確認書の提出に関する事項、一般民間国外債の利子につき第二項の規定により所得税を徴収された者が確定申告書の提出をする場合に添付すべき書類に関する事項その他第一項、第二項及び第四項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十三及び第六十八条第一項中、昭和六十年四月一日から平成十年三月三十一日までを「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に改め、「発行された」の下に、第六条第一項に規定する「を加え」、「内国法人が国外において発行した第六条に規定する債券をいう」でその発行日から最終償還日までの期間が四年以上のものであるものを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(民間国外債の利子の非課税等に関する経過措置)

第二条 内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に発行した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第六条第一項に規定する債券につき支払う同項に規定する利子に係る所得税については、なお従前の例による。

2 非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金に係る所得税については、なお従前の例による。

3 外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける同項に規定する利子又は発行差金に係る法人税については、なお従前の例による。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する経過措置)

る特別措置に関する法律の一部改正

第三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、同項に規定する債券等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の施行地外の地域(以下「国外」という。)において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限り)の利子に係る所得税の課税については、同法及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところによる。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に発行された前条の規定による改正前の国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第五條第一項に規定する債券等の利子に係る所得税については、なお従前の例による。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第五条 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第二条第一項本文(第四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同項及び第四条に規定する外貨債所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の施行地外の地域(以下「国外」という。)において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限り)の利子に係る所得税の課税については、同法及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところによる。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に発行された前条の規定による改正前の外貨公債の発行に関する法律第二条第一項及び第四条に規定する外貨債の利子に係る所得税については、なお従前の例による。

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(第四三二号)

一、酒販免許制度の堅持等に関する請願(第四三二号)(第四三六号)

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(第四三七号)

一、酒販免許制度の堅持等に関する請願(第四三八号)(第四四〇号)

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(第四四一号)

一、酒販免許制度の堅持等に関する請願(第四四四号)(第四四五号)(第四四六号)

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(第四四七号)(第四五〇号)(第四五二号)

一、酒販免許制度の堅持等に関する請願(第四五四号)(第四五五号)

一、青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(第四五九号)

一、酒販免許制度の堅持等に関する請願(第四六二号)(第四六五号)

一、中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願(第四六八号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七二号)(第四七三号)

第四三二号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願(八通)

請願者 岩手県盛岡市盛岡駅前通一五ノ二 鷹木輝夫 外千二百六十六名

紹介議員 高橋 今則君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四三六号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願(七通)

請願者 京都市南区八条通堀川西入藤ノ木町四ノ内正三 外五千四百二十七名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四三七号 平成九年十月三十一日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県出水市昭和町四〇ノ三 中村研一 外一名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四三八号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 富山市堀二七 松山吉武 外千八百八名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四四〇号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 福井市昭和町四ノ二、三〇八 岡本吉之丞 外千五百三十二名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四四三二号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町大字瀧部 西尾喜八郎

紹介議員 林 芳正君

第四四三二号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町大字瀧部 西尾喜八郎

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四三二号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願(八通)

請願者 岩手県盛岡市盛岡駅前通一五ノ二 鷹木輝夫 外千二百六十六名

紹介議員 高橋 今則君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四三六号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願(七通)

請願者 京都市南区八条通堀川西入藤ノ木町四ノ内正三 外五千四百二十七名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四三七号 平成九年十月三十一日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県出水市昭和町四〇ノ三 中村研一 外一名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四三八号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 富山市堀二七 松山吉武 外千八百八名

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四四〇号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 福井市昭和町四ノ二、三〇八 岡本吉之丞 外千五百三十二名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四四三二号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町大字瀧部 西尾喜八郎

紹介議員 林 芳正君

第四四三二号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町大字瀧部 西尾喜八郎

紹介議員 林 芳正君

第四四三二号 平成九年十月三十一日受理

酒販免許制度の堅持等に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町大字瀧部 西尾喜八郎

紹介議員 林 芳正君

第四四一号 平成九年十一月四日受理
青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(四通)
請願者 新潟市上大川前通七 上松熊蔵
外三名

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四四四号 平成九年十一月四日受理
酒販免許制度の堅持等に関する請願
請願者 福島県相馬郡鹿島町鹿島字町一〇
七 中野有 外三千九百七十名

紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四四五号 平成九年十一月四日受理
酒販免許制度の堅持等に関する請願
請願者 富山県射水郡小杉町戸破四、二五
一 山本八郎 外千十五名

紹介議員 永田 良雄君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四四六号 平成九年十一月四日受理
酒販免許制度の堅持等に関する請願
請願者 福島市伏拝字清水内二四 佐藤
武 外四千六百二十二名

紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四四七号 平成九年十一月四日受理
青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願
請願者 栃木県真岡市荒町一、二〇三 細
野美代吉

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四五〇号 平成九年十一月五日受理

青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願
請願者 佐賀県小城郡小城町二八四ノ七
永瀬俊郎

紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四五二号 平成九年十一月五日受理
青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願
請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ一一ノ
七 齊木武博

紹介議員 中島 真人君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四五四号 平成九年十一月五日受理
酒販免許制度の堅持等に関する請願(七通)
請願者 滋賀県高島郡今津町今津七五 堀
居喜久雄 外百七十五名

紹介議員 河本 英典君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四五五号 平成九年十一月五日受理
酒販免許制度の堅持等に関する請願
請願者 福井県大飯郡高浜町若宮四ノ四
八 佐久間和雄 外千五百四十一
名

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四五九号 平成九年十一月五日受理
青色申告者に対する勤労所得控除六十五万円の創設に関する請願(二通)
請願者 静岡県磐田市市泉二八ノ一 青
島守 外一名

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第三二三号と同じである。

第四六二号 平成九年十一月五日受理
酒販免許制度の堅持等に関する請願
請願者 岩手県北上市本通り三ノ四ノ一
九 福盛田馨 外二百三十五名

紹介議員 高橋 令則君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四六五号 平成九年十一月六日受理
酒販免許制度の堅持等に関する請願
請願者 岩手県水沢市吉小路一四 佐々
木宣教 外三百一名

紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四六八号 平成九年十一月六日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關する請願
請願者 沖縄県那覇市上間二九ノ一 儀
保一枝 外二百七十三名

紹介議員 照屋 寛徳君
消費税率の引上げで景気は一層冷え込み、あわせて大企業の海外移転で仕事量は激減するなど、今、中小業者は営業を継続できるかどうかの瀬戸際に立たされている。中でも業者婦人は夜中まで働き、家族の介護に追われるなどの負担が肩に掛かり、自らの健康を顧みる時間もない。大企業本位の政治がもたらした海外での企業活動、規制緩和、零細業者向け金融引締めなどで、地域経済、日本経済の発展に貢献してきた中小業者とその家族は大きな打撃を受けている。ついでには、政府が策定した二十一世紀に向けた国内行動計画を中小企業・女性起業家の分野でも充実させ、業者婦人の母性と健康を守り、安心して営業と生活ができるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、業者婦人の地位向上
1 業者婦人・事業主の自家労賃(働き分)を社会的にも税制上も認めること。一人一人の人格を尊重しない所得税法第五十六条は廃止す

ること。
二、国民生活優先の民主的税制改革
1 生活費非課税の原則を守り、基礎控除を大幅に引き上げ、課税最低限度額を四人家族で三百五十万円(年所得)まで引き上げること。
2 逆進性の強い消費税は廃止すること。当面、食料品は非課税とすること。納税者番号制の導入は行わないこと。

第四六九号 平成九年十一月六日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關する請願
請願者 長野県飯田市竜江四、三五九 遠
山景利 外千名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四六八号と同じである。

第四七〇号 平成九年十一月六日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關する請願
請願者 広島県高田郡吉田町吉田 児玉康
夫 外四百九十九名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第四六八号と同じである。

第四七一号 平成九年十一月六日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關する請願
請願者 横浜市磯子区中原四ノ二六ノ三三
ノ一〇三 矢代登 外四十九名

紹介議員 武田邦太郎君
この請願の趣旨は、第四六八号と同じである。

第四七二号 平成九年十一月六日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に關する請願
請願者 茨城県水戸市元台町一、四七一
沼田清介 外百二十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四六八号と同じである。

第四七三号 平成九年十一月六日受理
中小自営業者婦人の社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 長野県茅野市蓼科高原五、四三

七 上原佳月 外百一名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第四六八号と同じである。